別紙１－４　諸元表（文書館）令和８(2026)年６月10日変更

文書館																																						
室名	基本的な性能											建築					電気設備														機械設備									
	面積目安	天井高目安	耐火	防犯	監視カメラ	湿度管理	重要文化財対応	音環境（公開のみ）	飲食（公開のみ）	諸室の概要、用途等	必要な性能等	二重床	内装仕上	床荷重	電気錠	カーテン等	照度 lx	照明演色性 Ra	発電回路の割合（照明）	発電回路が必要な専用機器	一般コンセント	TEL	FAX	LAN	電気時計	館内放送音量調節	TV	インターホン トイレ呼出	映像設備	音響機器	空調	夏季空調（上：温度）（下：湿度）	冬季空調（上：温度）（下：湿度）	空調運転時間	停電時の空調運転バックアップ要否	換気	空気清浄度	給排水	給湯	水損対策	消火設備方式
	m²程度	m以上	Ⅰ防火建 Ⅱ分別耐火建 Ⅲ耐間耐火建	Ⅰ誰でも入れる Ⅱ職員のみ Ⅲ限られた職員のみ	○設置	Ⅰ執務室しか収蔵庫は空調 Ⅱ収蔵庫しか空調 収蔵庫しか	「固定・重要文化財の公開に関する勧奨」「文化財公開施設のお面に関する指針」に記載の文化財の取り扱いを行う。	Ⅰ騒がしい許容 Ⅱ音録OK Ⅲ静穏	Ⅰ可 Ⅱ最付飲料のみ可 Ⅲ不可					建築構造設計基準の資料（令和3年改定 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）「表4.1 機能荷重」による区分	○―健なしor― 校区 Ⅰ―一般利用可 Ⅱ―職員のみ Ⅲ―限られた職員のみ																										
収集・保存																																						
搬入室	50	2.7	Ⅰ	Ⅱ	○	Ⅱ	―	―	―	くん蒸する前に古文書や公文書等を一時保管する。	・図書館の搬出入口・トラックヤードと隣接させ、直接出入りが可能な扉を計画すること。 ・１階に設置すること。 ・くん蒸室と隣接させ、直接出入りが可能な扉を計画すること。 ・作業室と近接すること。 ・管理ゾーンの廊下側から直接出入りが可能な扉を計画すること。 ・不活性ガスによる消火設備を設けること。 ・空調は、風向変化が可能な設計とすること。 ・カビの発生や虫害などの生物被害対策を徹底すること。 ・史料を保管する棚（スチール等の無機質材）は２面以上の壁面に沿う形で配置すること。 ・窓は設置しないこと。 ・滅菌・殺菌するための空気循環式紫外線清浄機を２台以上設置すること。 ・出入口に虫トラップを設置すること。 ・内線対応が可能な電話機を設置すること。	○	二重壁 三重床 内部吸湿性のある素材貼	研究室	Ⅲ	―	200	―	―	―	○	○	―	○ （倹用） （事業者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅱ	20℃±2℃ 50%±5%	20℃±2℃ 50%±5%	Ⅲ	―	○	Ⅲ	×	×	Ⅲ	Ⅱ
作業室	80	2.7	―	Ⅲ	―	Ⅰ	―	―	―	被災史料の吸水・乾燥・クリーニング・補修作業を行う。 採開の蔵物から引き揚げた劣化史料等のクリーニング・補修作業を行う。 収蔵史料の劣化状態の調査及び補修作業を行う。	・１階に設置すること。 ・搬入室及びくん蒸室と近接すること。 ・図書館の搬出入口・トラックヤードと隣接させ、直接出入りが可能な扉を計画すること。 ・管理ゾーンの廊下側から直接出入りが可能な扉を計画すること。 ・被災史料の吸水・乾燥・クリーニング・補修作業に対応できる仕様とすること。 ・空調は、風向変化が可能な設計とすること。 ・カビの発生や虫害などの生物被害対策を徹底すること。 ・汚染物質の発生への対処や、薬品の保管や取り扱いのため、健康被害防止の対策を講ずること。 ・室内の風通しに配慮し窓を設置する。窓は紫外線カット効果のある仕様とすること。 ・作業に使用する通具類等を洗浄できる深のシンクを設置すること。 ・水損資料等を入れたプラスチックコンテナを収納するためのスチール製物品棚、被災史料を文書保存箱等で処置をするためのスチール製物品棚をそれぞれ壁面に設置すること。 ・作業机、椅子を設置するスペースを設けること。机は、大型史料（絵図、木札等）を広げることができる大きさを確保すること。 ・硫化水素等の毒性ガスの濃度が測定できる機器を設置すること。 ・局所排気装置、全体換気装置を設置し、空気の循環に配慮した部屋とすること。 ・局所排気装置は、囲い式と外付けをそれぞれ適宜配置すること。 ・カビ除去のため、HEPAフィルター付き吸引装置および掃除機を設置すること。 ・滅菌・殺菌するための空気循環式紫外線清浄機を２台以上設置し、消毒用具収納棚を設置するスペースを確保すること。 ・出入口に虫トラップを設置すること。 ・外線対応が可能な電話機を設置すること。 ・床仕上げは、将来展覧室用の多機能ビニル床シート等、耐水・耐汚染・耐薬品性を備えること。 ・建築物の遮音性能基準と設計指針（日本建築学会編）に定める、室内騒音に関する適用等級は事務所のオープン事務室の２級相当［N-45］の性能を有すること。	―	耐薬品性、防水性、防汚性のある床材	研究室	Ⅲ	○	500	80以上	―	―	○	○	―	○ （倹用） （事業者用） （利用者用）	○	○	―	―	―	―	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	○	○	Ⅰ	Ⅰ
収蔵庫・参考資料室共通											・恒温恒湿の24時間空調を備え、温湿度設定が可能な設計とすること。 ・空調は、風向変化が可能な設計とすること。 ・不活性ガスによる消火設備を設けること。 ・カビの発生や虫害などの生物被害対策を徹底すること。 ・出入口に虫トラップを設置すること。 ・気密性、耐火性に十分配慮すること。 ・床材、壁材等は耐久性、耐汚染性に配慮したものとすること。油や粉塵等の発生のおそれのないものを整備すること。 ・浸水対策のため、床の高さを確保すること。 ・窓を設置しないこと。 ・空気の循環に配慮した部屋とすること。 ・温湿度データロガーを設置すること。 ・設置するすべての書架に落下防止の措置を施すこと。																																						
参考資料室	130	3.0	Ⅰ	Ⅱ	―	Ⅱ	―	―	―	写真焼及び参考図書等を配架する。	・閲覧室と隣接し、閲覧室のカウンターを近接させること。 ・参考資料室から各諸室への動線に配慮すること。 ・写真焼＆500冊、参考図書5,000冊以上を保管できる電動移動書架を設置すること。 ・職員が安全に資料を出納できる移動書架間の幅を確保すること。 ・通路幅は、職員がブックトラックに資料を乗せて容易に移動できる幅を確保すること。 ・机・椅子（１セット）を設置すること。	○	二重壁 二重床 内部吸湿性のある素材貼	移動書架を設置する書庫	Ⅲ	―	200	―	―	―	○	○	―	○ （倹用） （事業者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅱ	20℃±2℃ 50%±5%	20℃±2℃ 50%±5%	Ⅲ	―	○	Ⅲ	×	×	Ⅲ	Ⅱ
第１収蔵庫	670	3.0	Ⅲ	Ⅱ	○	Ⅲ	―	―	―	古文書を収蔵する。	・中性紙箱9,000箱以上(古文書)が保管できる電動移動書架を設置すること。 ・職員が安全に中性紙箱の出し入れを行い、史料を出納できる移動書架間の幅を確保すること。 ・通路幅は、職員が台車に中性紙箱等を乗せて移動することができるのに十分な幅を確保すること。 ・机・椅子（３セット以上）を配置すること。 ・大型史料を配架することが可能なスチール等の無機質材の棚を壁面等に10台以上設置すること。 ・温湿度の緩衝ゾーン、汚染防止・防虫対策のための30㎡程度の収蔵庫前室を設置すること。 ・収蔵庫前室は文書館他収蔵庫と兼用可能とする。ただし、収蔵庫前室は最低２箇所設置すること。 ・湿度保持のため、壁、天井に調湿ボードを設置すること。 ・収蔵庫同士が隣接した場合、収蔵庫間を行き来できる扉を設置すること。 ・除塵マットを設置すること。 ・閲覧室、参考資料室、第２収蔵庫・第３収蔵庫と近接すること。 ・庫内に内線対応が可能な電話機を設置すること。	○	二重壁 二重床 内部吸湿性のある素材貼	移動書架を設置する書庫	Ⅲ	―	200	―	○	○	○	○	―	○ （倹用） （事業者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅱ	20℃±2℃ 50%±5%	20℃±2℃ 50%±5%	Ⅲ	○	○	Ⅲ	×	×	Ⅲ	Ⅱ
第２収蔵庫	780	3.0	Ⅲ	Ⅱ	○	Ⅲ	―	―	―	公文書及びマイクロフィルムを収蔵する。	・公文書150,000冊以上が保管できる電動移動書架を設置すること。 ・職員が安全に史料・マイクロフィルムを出納できる移動書架間及びキャビネット間の幅を確保すること。 ・通路幅は、職員が台車に文書保存箱等を乗せて移動することができるのに十分な幅を確保すること。 ・机・椅子（３セット以上）を配置すること。 ・大型史料を配架することが可能なスチール等の無機質材の棚を壁面等に６台以上設置すること。 ・マイクロフィルム5,500巻以上を収容できるよう、専用キャビネットを８台程度設置すること。 ・専用キャビネット８台程度のうち、TACベースマイクロフィルム用として５台程度、PETベースマイクロフィルム用として３台程度設けること。 ・TACベースのマイクロフィルムを収納する専用キャビネットの設置スペースは、別室として20㎡程度設け、直接の行き来を可能にすること。 ・マイクロフィルムの保管に関しては、その特性及び収蔵庫内の他資料への影響等に配慮すること。 ・温湿度の緩衝ゾーン、汚染防止・防虫対策のための30㎡程度の収蔵庫前室を設置すること。 ・収蔵庫前室は文書館他収蔵庫と兼用可能とする。ただし、収蔵庫前室は最低２箇所設置すること。 ・湿度保持のため、壁、天井の仕上げ材は調湿ボードとすること。 ・収蔵庫同士が隣接した場合、収蔵庫間を行き来できる扉を設置すること。 ・除塵マットを設置すること。 ・閲覧室、参考資料室、第１収蔵庫・第３収蔵庫と近接すること。 ・庫内に内線対応可能な電話機を設置すること。	○	二重壁 二重床 内部吸湿性のある素材貼	移動書架を設置する書庫	Ⅲ	―	200	―	○	○	○	○	―	○ （倹用） （事業者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅱ	20℃±2℃ 50%±5%	20℃±2℃ 50%±5%	Ⅲ	○	○	Ⅲ	×	×	Ⅲ	Ⅱ
第３収蔵庫	150	3.0	Ⅲ	Ⅱ	○	Ⅲ	―	―	―	行政資料、県史編さん収集史料（大型軸）、映像資料等を収蔵する。	・行政資料10,000冊以上、文書保存箱300箱以上（映像資料等）が保管できる物品棚を設置すること。 ・大型史料を配架することが可能なスチール等の無機質材の棚を壁面等に設置すること。 ・職員が安全に史料を出納できる棚間の幅を確保すること。 ・通路幅は、職員が台車に文書保存箱等を乗せて移動することができるのに十分な幅を確保すること。 ・温湿度の緩衝ゾーン、汚染防止・防虫対策のための20㎡程度の収蔵庫前室を設置すること。 ・収蔵庫前室は文書館他収蔵庫と兼用可能とする。ただし、収蔵庫前室は最低２箇所設置すること。 ・湿度保持のため、壁、天井に調湿ボードを設置すること。 ・収蔵庫同士が隣接した場合、収蔵庫間を行き来できる扉を設置すること。 ・除塵マットを設置すること。 ・閲覧室、参考資料室、第１収蔵庫・第２収蔵庫と近接すること。 ・庫内に内線対応が可能な電話機を設置すること。	○	二重壁 二重床 内部吸湿性のある素材貼	一般書庫、倉庫等	Ⅲ	―	200	―	○	○	○	○	―	○ （倹用） （事業者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅱ	20℃±2℃ 50%±5%	20℃±2℃ 50%±5%	Ⅲ	○	○	Ⅲ	×	×	Ⅲ	Ⅱ
資料保管庫	50	2.7	―	Ⅲ	―	Ⅰ	―	―	―	物品及び当館刊行物等を保管する。	・研究室・調査整理室と同フロアとすること。 ・当館刊行物（栃木県史・研究紀要・図録・リーフレット・史料所在目録等）10万点以上及び史料整理用物品等（交書保存箱・バッチファイル等）が保管できる物品棚を設置すること。 ・職員が安全に資料・物品を出し入れできる棚間の幅を確保すること。 ・通路幅は、職員が台車に物品等を乗せて移動することができるのに十分な幅を確保すること。 ・設置するすべての棚に落下防止の措置を施すこと。 ・一般利用者が侵入できない動線に扉を配置すること。 ・窓は設置しないこと。 ・虫トラップを設置すること。	―	―	一般書庫、倉庫等	Ⅲ	―	200	―	―	―	○	○	―	○ （倹用） （事業者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	―	○	―	―	―	Ⅰ	Ⅰ

別紙１－４　諸元表（文書館）令和８(2026)年６月10日変更

文書館																																				
室名	基本的な性能											建築					電気設備													機械設備									
	面積目安	天井高目安	耐火	防犯	監視カメラ	温湿度管理	重要文化財対応	音環境（公開のみ）	飲食（公開のみ）	諸室の概要、用途等	必要な性能等	二重床	内装仕上	床荷重	電気錠	カーテン等	照度 lx	照明演色性 Ra	発電回路の割合（照明）	発電回路が必要な専用機器	一般コンセント	TEL	FAX	LAN	電気時計	館内放送音量調節	TV	インターホン トイレ呼出	映像設備	音響機器	空調	夏季空調（上：温度）（下：湿度）	冬季空調（上：温度）（下：湿度）	空調運転時間	停電時の空調運転バックアップ要否	換気	空気清浄度	給排水	給湯	水損対策	消火設備方式
	m²程度	m以上	Ⅰ防火壁 Ⅱ分労働災害 Ⅲ2時間耐火壁	Ⅰ誰でも入れる Ⅱ職員のみ	○設置	Ⅰ執務室いる収蔵庫いる Ⅱ空調庫収蔵庫いる	「固定・重要文化財の公開に関する勧奨書」「文化財公開施設の計画に関する指針」に記載の文化財の取り扱いを行う。	Ⅰ聞こえる程 Ⅱ会話OK Ⅲ静穏	Ⅰ可 Ⅱ飲付飲料のみ可 Ⅲ不可					建築構造設計基準の資料（令和3年改定 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課「表4.1 機能同重」による区分	―一般なし Ⅰ一般利用可 Ⅱ一職員のみ Ⅲ一選ばれた職員のみ																									
展示・公開																																				
展示室	100	3.5	Ⅰ	Ⅰ	○	Ⅱ	○	Ⅱ	Ⅲ	常設展、企画展等を開催する。	・展示準備室と隣接すること。 ・閲覧室と近接すること。 ・展示準備室につながる扉を設置すること。 ・車椅子でも容易に転倒できる扉・展示台配置とすること。 ・恒温恒湿の24時間空調を備え、温湿度設定が可能な設計とすること。 ・不活性ガスによる消火設備を設けること。 ・カビの発生や虫害などの生物被害対策を徹底すること。 ・防犯対策を徹底すること。 ・静穏な空間で観覧できるよう騒音対策を行うこと。 ・国宝・重要文化財の展示を可能とするセキュリティ対策を行うこと。 ・壁面展示ケースの仕様は、別紙１－５を参照すること。 ・ウォールケースは、壁面に沿ってコの字型に設置し、ウォールケースの奥行きは１m程度、高さは天井の高さとすること。 ・ウォールケース内の底面は、床面から高さ0.8m程度とし、展示有効空間は、高さ2.5m程度とすること。 ・ウォールケース内には、ピクチャーレールを設置すること。 ・ウォールケース内は、温度は20℃程度、湿度は40～55%を保持すること。 ・部屋の天井は、垂れ幕等が吊り下げ可能な格子上の天井仕様とすること。 ・可動式展示ケースは、壁面に２台以上、中央に４台以上配置すること。 ・照明はパース照明に加えて、可動式のLEDスポットライトを適宜設置すること。 ・ケース内は文化財用照明（照度は200ルクス以下で調光可能なもの）を設置すること。 ・天井には、壁面や床等へ投影可能なプロジェクターを１台程度設置すること。 ・床材は、静音性・吸音に優れたものとするが、史料運搬用の台車の進行を妨げないものとし、剥離しやすいものや水くず等が出るものは避けること。 ・赤外線ワイヤレスビジターカウンターを設置すること。 ・窓は設置しないこと。 ・ウォールケース・展示ケース内に温湿度データロガーを設置すること。 ・文書館エントランスホールとの来館者動線に配慮すること。 ・建築物の遮音性能基準と設計指針（日本建築学会編）に定める、室内騒音に関する適用等級は事務所の会議・応接室の２級相当【N-40】の性能を有すること（ただし遮音性能は緑く。）。	○ （床吹出し空調とする場合）	―	一般書庫、倉庫等	Ⅰ	―	500 （調光あり）	90以上	○	○	○	○	―	○ （県用） （事業者用） （利用者用）	○	○	―	―	○	○	Ⅱ	22℃±2℃ 50%±5%	22℃±2℃ 50%±5%	Ⅲ	○	○	Ⅲ	×	×	Ⅲ	Ⅱ
展示準備室	50	2.7	―	Ⅱ	―	Ⅰ	―	―	―	展示用備品等を保管する。	・展示室と隣接すること。 ・展示室につながる扉を設置すること。 ・展示用備品等を保管できる物品棚を設置すること。 ・第１～第３収蔵庫との動線に配慮すること。 ・窓は設置しないこと。 ・内線対応が可能な電話機を設置すること。	―	―	令第85条の劇場等（その他の場合）	Ⅱ	―	500	―	―	―	○	○	―	○ （県用） （事業者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	―	―	Ⅰ	Ⅰ
閲覧室	100	2.7	―	Ⅰ	○	Ⅰ	―	Ⅲ	Ⅲ	県民が収蔵史料や参考図書等を閲覧する。	・静穏な空間で史料の閲覧等ができるよう、他諸室との遮音性能を確保した仕様とすること。 ・出入口付近に２名程度が常駐できるカウンター（職員の手元が見えない高さ）を設置すること。 ・閲覧者用の机・椅子を設置するスペースを設けること。 ・閲覧室に設置する机、椅子はすべて木製のみに限定すること。 ・配置する机の一つは、大型史料（絵図、木札等）を広げることができる大きさとすること。 ・出入口に衛生マットを設置すること。 ・車椅子でも容易に閲覧できる扉・書架・閲覧席配置とすること。 ・撮影スペースを確保し、撮影台・撮影用照明、撮影用机・椅子をそれぞれ２セット程度設置すること。 ・1,500冊以上の開架用図書を置く書棚を壁面に設置すること。 ・40冊以上の学術研究雑誌を開架するため、雑誌架を設置すること。 ・床材は、静音性・吸音に優れたものとするが、史料運搬用の台車の進行を妨げないものとし、剥離しやすいものや水くず等が出るものは避けること。 ・出入口の外側付近に手洗い場を設置すること。 ・出入口の外側付近に鍵付きロッカー（16人分以上）を設置すること。 ・史料検索等をするためのパソコン６２台分設置できるスペースを確保すること。 ・マイクロフィルムを閲覧するための機材（レジェンドスキャナ、デスクトップ型のPC、モニター、プリンタ）を設置するスペースを確保すること。 ・コピー機を設置すること。 ・職員と利用者の動線分離を考慮し、出入り口壁をそれぞれ１箇所ずつ設置すること。 ・参考資料室、第１～第３収蔵庫と近接すること。 ・展示室と近接すること。 ・書架に直接光が当たらない配置とし、窓はブラインドの設置及び紫外線カット効果のあるガラスとすること。 ・内線対応が可能な電話機を設置すること。 ・建築物の遮音性能基準と設計指針（日本建築学会編）に定める、室内騒音に関する適用等級は事務所の会議・応接室の２級相当【N-40】の性能を有すること。	―	―	令第85条の劇場等（その他の場合）	Ⅰ	○	500	80以上	―	―	○	○	―	○ （県用） （事業者用） （利用者用）	○	○	―	―	―	―	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	○（出入口外付近に設置）	―	Ⅲ	Ⅰ
調査・研究																																				
研究室	60	2.7	―	Ⅱ	―	Ⅰ	―	―	―	職員が調査研究を行う。	・調査整理室と隣接すること。 ・机、椅子を職員数分設置するスペースを設けること。 ・設置する机はすべて木製のみに限定すること。 ・大型史料閲覧用机を２台程度設置するスペースを設けること。 ・撮影台、撮影用照明を設置する撮影スペースを設けること。 ・共用パソコン、スキャナー、カラープリンターを設置できるスペースを確保すること。 ・窓は紫外線カット仕様とすること。 ・シンクを設置すること。 ・物品棚を壁面に設置すること。 ・外線対応が可能な電話機を設置すること。 ・文書館館長室、文書館事務室と近接すること。 ・床材は耐汚染性のあるビニル系とすること。 ・建築物の遮音性能基準と設計指針（日本建築学会編）に定める、室内騒音に関する適用等級は事務所のオープン事務室の２級相当【N-45】の性能を有すること。	―	防汚性のある床材	研究室	Ⅱ	○	750	80以上	―	―	○	○	―	○ （県用） （事業者用）	○	○	○	―	―	―	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	○	○	Ⅰ	Ⅰ
調査整理室	70	2.7	―	Ⅱ	―	Ⅰ	―	―	―	職員が、収集した史料の目録取り作業等を行う。	・研究室と隣接すること。 ・机、椅子を職員数分設置するスペースを設けること。 ・設置する机はすべて木製のみに限定すること。 ・大型史料閲覧用机を２台程度設置するスペースを設けること。 ・プリンタを設置するスペースを設けること。 ・紫外線カットのガラスの窓を使用すること。 ・作業に使用する遮光顕微鏡を洗浄できる深めのシンクを設置すること。 ・滅菌・殺菌のための空気循環式紫外線清浄機を２台以上設置すること。 ・物品等を配架するスチール棚を壁面に２台程度設置すること。 ・中性紙箱を配架することが可能な木製棚を壁面に１面程度配置すること。 ・参考図書等を配架する書架を設置するスペースを設けること。 ・外線対応が可能な電話機を設置すること。 ・文書館館長室、文書館事務室と近接すること。 ・床材は耐汚染性のあるビニル系とすること。 ・建築物の遮音性能基準と設計指針（日本建築学会編）に定める、室内騒音に関する適用等級は事務所のオープン事務室の２級相当【N-45】の性能を有すること。	―	防汚性のある床材	研究室	Ⅱ	○	750	80以上	―	―	○	○	―	○ （県用） （事業者用）	○	○	―	○	―	―	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	○	○	Ⅰ	Ⅰ